

2019年4月2日  
団体年金事業部

## 最低積立基準額の予定利率に係る告示について

2019年3月29日付で厚生労働省より「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省告示第115号)」が発出されました。当該改正内容について、次ページ以降にて纏めましたのでご連絡いたします。なお、本改正内容は、2019年2月5日付でパブリックコメントに付され、2019年3月7日まで意見募集期間が設けられていたものです。

詳細につきましては、次ページ以降をご確認ください。

### 【ご参考】

○確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省告示第115号)

→<https://kanpou.npb.go.jp/20190329/20190329g00063/20190329g000630500f.html>

○確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集(パブリックコメント)の結果について

→<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180358&Mode=3>

○「確定給付企業年金制度について」等の改正案に関する御意見募集(パブリックコメント)の結果について

→<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180359&Mode=3>

以上

## ① 2019年度の最低積立基準額の算定に用いる厚生労働大臣が定めた率※は、1.05%となります。

※ 30年国債の過去5年間の利回りを勘案して定められています。

適用年度	2017年度	2018年度	2019年度
決算基準日	2017年4月1日～ 2018年3月31日	2018年4月1日～ 2019年3月31日	2019年4月1日～ 2020年3月31日
厚生労働大臣が定めた率	1.46%	1.24%	1.05%

## ② 最低積立基準額の算定に用いる予定利率にかかる係数について

従来、最低積立基準額の算定に用いる予定利率は、厚生労働大臣が定めた率に0.8～1.2の係数を乗じることが可能でしたが、今回の改正では、**0.5%以内の率を加減することが可能になります。**

詳細につきましては、次ページをご覧ください。

## (2) 最低積立基準額の算定に用いる予定利率にかかる係数

従来

最低積立基準額の算定に用いる予定利率は、労働組合等の同意を得た場合(※)、厚生労働大臣が定めた率に0.8～1.2の係数を乗じることが可能  
⇒低金利状態が長期化しており、当該係数を乗じることによって調整できる幅が縮小



改正案

最低積立基準額の算定に用いる予定利率は、労働組合等の同意を得た場合(※)、厚生労働大臣が定めた率に0.5%以内の率を加減することが可能  
⇒最低積立基準額の算定に用いる予定利率の幅が拡大

実例	厚生労働大臣が定めた率	従来	改正後
2018年度	1.24%	0.992%～1.488%	0.74%～1.74%
2019年度	1.05%	0.84%～1.26%	0.55%～1.55%

(※)労働組合、または厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者、の同意を得た場合  
ただし、基金型の場合は、代議員会において議決した場合  
(以下本文にて、当該同意・議決を「労働組合等の同意」と記載します。)

### ■ ポイント

- 「0.5%以内の率」を設定するときは、その設定の根拠及び最低積立基準額に及ぼす影響について、労使間や代議員会において十分な検討を行っている必要があり、加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うことが求められます。
- 終了するとき及び他制度への積立金又は残余財産の移換の際に、最低積立基準額の算定に用いる予定利率に「0.5%以内の率」を加算する場合には、終了するとき及び他制度へ移換するときまでに用いる予定利率を規約に定める必要があります。
- 適用日は2019年4月1日です。但し、2019年3月31日以前の決算においても決算報告書が提出されていないときは、労使合意の下、1.24%に0.5%以内の率を加減して得た率を最低積立基準額の予定利率として用いることが認められます。

### (3) 今回の改正に係る留意事項

その他、以下の内容について厚生労働省に確認済みです。

- 改正前に「0.8以上1.2以下の数に乗じる」取扱いを行うことについて労働組合等の同意を得ている場合は、「厚生労働大臣が定める率に、前述の同意を得た0.8以上1.2以下の数に乗じて得た率」が、「厚生労働大臣が定める率に0.5%以内の率を加減して得た率」の範囲内である限り、再度の労働組合等の同意は不要です。  
(平成31年3月31日以前に終了する事業年度に係る財政決算も含まれます。)
- 労働組合等の同意は、当該取扱いの変更を適用する財政決算の報告書を提出するときまでに得ていればよい、とされています。

基金型において平成31年3月31日基準日の財政検証で「0.5%以内の率を加減する」場合、平成31年7月の決算代議員会の審議事項1でその旨を議決し、審議事項2で「0.5%以内の率を加減する」前提で財政決算報告書の内容を議決する（つまり、同日で2つの審議を続けて行う）ことも可能です。

### (3) 今回の改正に係る留意事項

- 最低積立基準額の算定に用いる予定利率は、告示及び通知で示された要件を満たす場合、その計算の都度変更が可能です。  
例えば、以下の取扱いが可能です。
  - ・ 毎年度の財政検証の都度、労使合意に基づき予定利率を変更すること
  - ・ 規約変更（DC移行・中退共移行）の実施時に都度予定利率を変更すること
- 財政検証時の最低積立基準額の算定に用いる予定利率に関して、「一定の率（ $\pm 0.5\%$ の範囲）を毎事業年度の厚生労働大臣が定める率に加算する」との形式で労働組合等の同意を得ることが可能です。  
（つまり、あらかじめ最低積立基準額の算定に用いる予定利率に関してルールを定めることで、毎事業年度の労働組合等の同意は不要となります。）
- 財政検証のみに「厚生労働大臣が定める率に $0.5\%$ 以内の率を加減して得た率」を用いる場合は、労働組合等の同意のみで実現可能であり、その旨を規約に定める必要は不要です。また、その場合は、「終了、他制度（DB・厚生年金基金を除く）への積立金又は残余財産の移換」に関する取扱いを規約に定める必要もない、とされています。

### (3) 今回の改正に係る留意事項

終了、他制度（DB・厚生年金基金を除く）への積立金又は残余財産の移換において、0.5%以内の率を加算して得た率を設定する場合

- 最低積立基準額の算定に用いる予定利率を規約に定める必要があります。  
当該規約変更手続きは、確定給付企業年金法令上、承認・認可申請に該当します。
- 上述の規約変更は、給付減額には該当しません。
- 用いる予定利率を規約に定める際には、必ずしも「決定した率を“数字”で規定する」必要はなく、予定利率の計算方法が明記されていれば要件を満たす、とされています。
- 具体的な規約への明記方法としては、「施行日の属する事業年度において適用される確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成十五年厚生労働省告示第九十九号）の年率（0.5%以内の率を加減しない場合の年率）に、○%を加算して得た率」等が考えられます。